

第四十六回 参議院建設委員会會議録第二十八号

昭和三十一年五月二十一日(木曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

五月二十日

山本

杉君

田中

清一君

補欠選任

北村

暢君

理事

石井

桂君

稲浦

鹿蔵君

増原

恵吉君

瀬谷

英行君

委員

小沢久太郎君

小山邦太郎君

村上

春蔵君

小柳

勇君

田中

一君

中尾

辰義君

村上

義一君

國務大臣

建設大臣

河野

一郎君

政府委員

建設大臣官房長

平井

學君

建設省河川局長

畑谷

正実君

事務局側

常任委員

中島

博君

會専門員

本日

の會議に付した案件

○河川法案(内閣提出、衆議院送付)

○河川法施行法案(内閣提出、衆議院

送付)
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、河川法案及び河川法施行法案に対する総括質疑を行ないます。

○委員長(北村暢君) それではこれより本日の議事に入ります。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十日山本杉君が辞任せられ、その補欠として田中清一君が選任せられました。

○委員長(北村暢君) 次に、河川法案及び河川法施行法案を議題といたします。

両案に対し、質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○田中一君 会期延長になってから、建設省は道路法の一部改正案を提案されているのです。道路法の一部改正の法案の趣旨は、いわゆる、かつてあった一級国道、二級国道というものを統合して、一般国道という名称のもとに今後維持管理、新設等しようという趣旨と申すのでありますが、今回のこの河川法には、従来あったところの河川法上に規定される河川を一級河川、二級河川と分けたという、この基礎的背景というものが、道路法と比較して、多少どういふ背景になっているかという疑問を持っておったわけでした。したがって、河川法がかつての道路法の前の考え方に基づいて規定される、将来一級河川が、治水面のある程度の完成を見た際には、一級河川、二級河川というものを同じように一般河川か何か、総称して統合するというような考え方があるのかどうか、その点をまず最初に伺っておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) ただいまお述べになりました点で、多少誤解があるように思いますから申し上げたいのは、名前のつけ方でございます。御承知のとおり、道路では国道、県道ということになっておりますが、川のほうは国川、県川というわけにまいりませんから、そこで、国家が管理する河川を一級河川、県が管理するところの河川を二級河川ということに御了解願えば一番明瞭になると思います。

○田中一君 道路法におきましても、一級国道は、これは国が直轄管理をしようとする考え方、それから二級国道は府県に委任をして、改修その他維持管理をさせようという考え方に立っておったわけなんです。だから県道路と同じような考え方でもって、県が一切を掌握する河川は県河川にすぎません。実態は県の河川なんです。国が直轄するものは、国の河川という名称であつても国民は誤解をいたしません。二級河川は、県が一切の責任を持つてやるといふならば県河川なんです。したがって、これは将来一級二級河川も整備し、また、一級河川並びに二級河川との間に交流が行なわれるといううな段階に至ったならば、これは当然河川という名称で一切を包含しても一向差しつかえないと思うのです。いま出ている道路法が、かつてのわれわれが考えておつたものが、道路法に引き続いてこのように河川法上の区分けをした河川としてこの法律が出てきたということになると、どうも国民が正しく把握するのは何かロジックの合わないような点があると思うのです。同じ建設大臣のもとに、国土というものを掌握しようという建設大臣のもとに、道路においては一級国道、二級国道を一般国道として統合し、河川においてはあらためて一級河川、二級河川という区分けをするところに割り切れないものがありますから、これはひとつ河野さん、何でも、何を答弁してもかまいませんよ、かまいませんけれども、ひとつ国民が理解し得る名答をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) たまたま道路に、一級、二級が国道にあつた。それをやめて、河川のほうに一級、二級という名前がここに出てくる、そこに誤解があるということではないかというふうに思うのでございまして、問題は、国の計画によつて国が掌握し国が行政指導したほうがいいものを、道路の場合には国道といふ、川の場合には一級と呼んでおるといふことに御理解願えれば、名前のつけ方が悪ければ変えても別にどうとも思ひませんけれども、たまたま従来そういう慣行があつたものでございまして、その慣行に従つて区分けをした、こういうことでございまして、ただ、いまお述べになりましたことのうちでして申し上げますれば、道路にしても、非常にいまは重要である、たとえば二級国道の中で、いまは二級国道でもりっぱなものがあるが、これは今度は一級国道になる。しかし将来、その地方が産業上もしくは地域開発上あまり重要でないということになりますれば、私は、適宜これを県道に切り下げる場合が將來起こってくることもあるかもしれないと思ひます。と同様に、川におきましても、現に二級河川であつて、それがたまたま集中豪雨がしばしばその方面に起こるといふようなこと、もしくは、その地方の人的な条件の変化のために非常に川に重要性が起るといふような場合に、これが一級河川に昇格することがある、もしくは一級河川の中で、一切の行政上の施策が終りまして、そしてもう維持管理についても県にお願ひをしてもいいじゃないかというふうな段階が来れば、そのものの実態を見た上で二級河川にする場合が絶無とはいえない、こういうふうに思ひます。いずれにしても多額の経費を必要とし、もしくはこれを国家的に設計し、計画する必要があるものについては、国の管理——名前は道路の場合には国道、河川の場合には一級河川ということに御了解願えればいいじゃないかと思ひます。

○田中一君 私、国民の立場から解
釈を案にできるような、理解し得るよ
うな名称がほしいと思うのです。実体
として、かつての二級国道も、今回制
定されようとする二級河川も同じ立場
に立っているわけなんです。しか
し、それを、私自身としては、道路法
上の一般国道——国道というものに一
級も二級もないという考えから、私
は、今度の道路法で提案をしておと
ころの考え方に対しては賛成です。こ
れでいいのです。しかし、河川をこ
さらに、いま百四つか百五つかの河川
が河川法上の河川ということに現行法
でなっております。その中で、それを
どう配分するかは存じません。配分と
いうのは、一級河川にどの河川をラン
クするか、二級河川にどの河川をラン
クするか、あるいは全然一級河川でない
河川を二級河川として指定しようとし
るものであるでしょうし、それらはわ
かりませんけれども、私はやはり、あ
なたの建設大臣としての立場としての
積極的な意欲からいっても、そんな一
級、二級分ける必要はないではないかと
いうところにあなたの意欲はあるので
はないかと思うのです。何もそんなに
河川を一級、二級に分ける必要はな
い。河川は河川でいいではないか。百本
になろうと、それが二百本になつた
ていいではないか。ただ国の負担の問
題とか何とかというところは、何も一級
河川、二級河川の区分けをしないでも
できるわけです。そこに非常に国民がす
なおに受けるに受けにくいものがある
のじゃないかと思ひます。なぜそうい
うようにランクされて、二級河川とい
うものは顧みないのだ、一級河川だけ
は顧みることとか、道路法

上の一級、二級国道にいたしまして
も、二級国道を一級国道に、何という
か昇格してくれという要求はいふん
あるのです。いままであったのです。
そういうものじゃなくして、それは結
局地方財政から見た場合に、一級国道
のほうが国の負担のほうが大きいし、
そして国が直接やってくれば、自分
の行政区内はいいのだという地方も
あるでしょうが、しかし、河川法だけ
が、なぜあなたの考えとしてはもう捨
て去ってしまったところの考え方をあ
らためてここに盛り込んでくるという
考え方に対して、いま大臣の説明だけ
では納得できないものがあるのです。

○国務大臣(河野一郎君) 現に河川
で、御承知のとおり、直轄河川とい
いますか、適用河川といいますが、それ
と準用河川というものと二つに分かれ
ておることは御承知のとおりです。し
たがってその思想を、いままでのよう
な適用河川とか準用河川とかいうこと
が、国民の立場から考えれば何かわか
るようなわからぬようなものがあるの
じゃなからうかというところから、は
きり一級と二級と分けて、一級のほう
はいままでの適用河川、そして国がや
る、直轄するということにする。適用
河川の中でも、順次国家的見地に立つ
てやらなければならぬものはやるし、
また、その川が地方の小規模のもので
あって、県におまかせしておいたほう
が適当じゃないかというものは、従来
の慣行の準用河川については、従来ど
おり県におまかせし、それを名づけて、
二級河川にするということなんです。か
ら、国民の立場からいって理解しにく
いじゃないかということをおっしゃれ
ば、そういうこともあるかもしれませ

んが、私どものほうとすれば、いまま
で二つに分かれていたものをそのまま
一級河川、二級河川に分ける、簡単に
明瞭にした。こういうふうにしたほう
がいいのじゃないかと思つておりま
す。

○田中一君 一万余を数えるいわゆる
自然流路といいますが、雨が降つたら
それが流れてくる自然流路というの
が、中小河川を含め一万以上あるよう
に聞いております。これを総合して河
川法に全部盛り込んだらどうかとい
う考え方も生まれてくるわけなんです。
明治二十九年に制定されたこの河川法
は、おそらくもっと少数であつただろ
うと思うのです。現在では適用河川と
いうものは百幾つかの河川になつてお
りますけれども、しかし、もっと少な
かつたろうと思うのです。歴年来る災
害によつて、これも入れよう、あれも
入れよう、これも入れよう、これも適
用河川に採用しようじゃないかという
ことで百幾つかの川になつたと思ひま
すけれども、今回のこの提案された法
律の中を見ましても、一水系ごとの治
水と利水ということに考えておるけれ
ども、これすら非常に疑問がある。お
そらく河野さんは私の考えと同じじ
やないかと思ふ。あなたはかつて一昨
年でしたか一昨年でしたか、東京がそ
んなに水が少なければ富士川の水を
東名高速道路の下に暗渠を掘って流し
込んだらいいじゃないかという構想、
これは非常に尊敬すべき考え方です。
しかし、その東名道路の下に置くとい
うことは是非、これは技術的な問題
は別としても、その考え方に對しては
私は尊敬すべき御意見だと思ふので
す。したがって、河川は、もはや今日

では一水系の河川ではないということ
です。これはあなたの思想と私は同
じです。したがって、それらのものを
考えます場合には、何もここにあらた
めて一級河川、二級河川という設定を
しないでもよろしい。旧河川法は話に
ならぬという今日の時代においては、
全然あのままじゃならぬということ
は、これはもう同感です。しかし、そ
れが何か国民に与える認識が、上位と
か下位とかいうような印象を与えても
困りますし、また、どの河川にして
も、国が国土保全の重責をになつて
る建設大臣としては一視同仁です。一
つに見なければならぬのです。そして
また川と川、河川と河川との間の交流
というものが考えられなければならぬ
と思うのです。これはあなたの構想だ
と思うのです。私、それに対してはほ
んとくに賛成します。そうすると、今
日こうして一級河川と二級河川とあら
ためて設定するという考え方は、根本
的に河野構想にあらざるものだ、私は
こう考えるわけです。しかし、これが
将来、日本の河川行政というものは、
ある一定の治水という点で完成したな
らば、全河川を一つにするところの考
え方は持つてゐるのだという前提なら
ば、とりあえず一つの前進であるから
納得いたしますけれども、あなたはも
う大胆に自分の御意見を言うべきこと
が正しいのであり、かつまた、あなた
の言っていることは、そこにいて大ぜ
いの官僚諸君よりもっと国民が期待
している構想の発表をたくさんされて
おります。国民自身があなたの構想に
對しては賛意を表しております。しか
し、それが今回のこの河川法におい
て、まだ部分的な水系構想とか、あるい

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

○国務大臣(河野一郎君) だんだんの
御意見でございすが、御承知のとお
り、私は河川に関する考え方としまし
ては、理想を申し上げれば、利水に万
全を期して治水は従前のものになる時
勢が一番望ましい時勢であると、そこま
でいくことが理想でなければならぬ
と思ひます。しかし、それは今後何年
か、何十年か、問題はダムを非常にた
くさん建設する、たとえばいま川下のほ
うにありまする遊水池が全部不要に
なつて、これが全部上流に遊水池が
あるというふうな時代までいかなけれ
ばならないと思ひます。これには多額
の予算を必要とします。たとえば、こ
の法律にしましても、いまここでお話
がありましたが、一級河川にいたしま
しても、百何本のうちのさしあたり何
本とるかということ、大蔵省との間
に意見を調整中であるというふうなこ
とで、ふがいないというおことばがあ
ればこれまたやむを得ませんが、道路
その他の公共施設に先行投資をしなけ
ればならぬものが非常に多いと、決し

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

は中小河川でも、集中豪雨があらば大
きな災害をもたらすのです。これは、
災害負担法でもってやればいいではな
いかという考えに立ちましょければい
い、しかし、これですらもう少し国土
保全の重責にある建設大臣としては、
根本的に考え方を變えて河川法に對処
しなければならぬと思うのです。勇氣
があた、なさ過ぎますよ。これほど
までに局長連中の首のすげかえをど
んややってきたけれども、まだあなた
の實際考えているものが實際できない
となると、どうもふがいない気持ち
がいたしますけれども、どうですか河野
さん。

て河川をほつておいていいというわけじ。ございませぬが、やむを得ず私は、従来と同様に治水ということにある程度ウェートを置いて、そして治水プラス治水というような考え方で当分はいかざるを得ぬだろうということに私は考えております。したがって、この法案を出すにいたしまして、いま申し上げます治水が最終の目的であつて、治水に万全を期すべきだという法律の書き方をしないでいいということもそこにあるわけでございします。したがって、河川の政治の最終の理想から申しますれば、まだ不十分だということをおしかりを受けるかもしれません、それらについて目標、理想は、どこまでもいま申し上げたところに置いて行政を進めていかなければなりませんけれども、現実にはやっぱり治水にいよいよも間違いないようにしつつその理想に向かつて努力するということだと思ふのであります。

そういう意味合いからいたしまして、いまも申し上げましたように、お話をただいま御指摘のとおり、百何本あげてあるが、さらに全体の川について十分努力しなければいかぬじやないか。そのとおりだと思ひますけれども、何ぶんことばと実質が伴っていないければいけませんので、それには各省の制約を非常に受ける。今日まで明治二十九年以来法律がなかなか根本的に改正できなかったのも、そういう点に私は相当制約があつたろうと思ひます。大事をとられる関係行政機関から、そんなことをやっても責任が持てるかというようなことでもって、いろいろ問題があつたと思ひます。しかし、それをある程度踏み切つてこの河

川法の改正案を提案するにつきましては、いま申し上げました諸般の点におきまして、現実とは離れない意味において将来の理想の達成に向かつていけるという第一歩を目ざしてこの法案を書いたというところに御理解願いたい点があると思うのでありまして、御趣旨のほどは十分尊重をいたしまして、将来に資することになつたと思ひます。

○田中一君　まあ、あなたが率直にそう言われるならば、これは将来に期待する以外にありませんが、あと平行線になるかもしれませんから、これでやめておきますけれども、第二の問題として、基本計画が、いまあなたが率直に述べられたように、これは工事実施基本計画なんだ。なるほどこれは治水の計画です。そこで、むしろこれには、私は治水が従来から、治水が従来というところは、いまここであなたと議論しませんけれども、事実日本が宿命的に、日本の立地条件が太平洋から発生する台風の進路に当たつてゐる。事実これは間違いないでございします。歴代——長い歴史を振り返つても、そうなつております。したがって、宿命的に治水のたまえを持たなければならぬ。そうでなくては、とうてい河川の維持はできません。そのかまき方としての工事実施の基本計画だと思ふのですが、それ以前に、いまあなたが究極、治水が完成した場合に治水にいかざるを得ないのではないか、この説にも同感です。したがって、それならば、これに並行して日本の国土全体の、日本の河川全体の、これはもう河川というのは自然なる流路です。これは運河など人工的なものもござい

しょうが、しかし、大体において今日の河川と称するものは、自然の水の流れ、流水あるいは雨の流れというものが河川でありますから、日本の全体の河川の国土計画、同時にまた、民族の繁栄のための経済性とか、あらゆる面から検討される計画の一つの理念がなくてはならぬと思ふのです。この法律にはそれがございしません。私は、これがやはりいまあなたが言つてゐるように、治水が先行した結果として、治水というものが生まれる、あるいは治水に対する要求があつて初めて治水という計画が生まれる、これはどちらでもいいです。どちらでもいいですが、少なくとも、日本の民族の生存のために当然考えられるのは、この一万余の河川がそれぞれ、あなたが一水系だけの計画では、あなたが考えられてゐるところの治水計画というものは達成されないわけですから、ここに、国土総合開発法という法律がございします。これは終戦直後制定されたものでありますけれども、まだまだこれは十分に活用されておられません。国土総合開発の根本的な目的は、やはり河川の治水なりあるいは治水を目的とする構想が含まれてゐるものであります。はたしてこの法律で国土総合開発の関連はどこで持つてゐるか——持つておられます。同時に、国民の国土保全、国民と国土というものの関連が河川についてはないわけですか。ただ、工事実施計画には、これは御承知と思ひますが、社会党の私が提案し——前国会で妥協するときに提案して、一応「国土総合開発計画」と調整を圖つて」という字句を挿入して、これは自民党の与党の諸君も了承して、そういう修正案が自

民党から出ましたけれども、これはそのまま踏襲しております。衆議院で成立したものはそのまま踏襲しております。私の考えは、ここに入れるというものではないのです。工事実施計画が他の部局の了承を得なければできないということではもう手おくれでございします。したがって、基本計画、いわゆる基本的な河川行政、治水でも治水でもかまいません、それはどこかで樹立しなければ、日本の国土計画から河川というものは遊離するということにならうと思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(河野一郎君)　先ほど申し上げましたとおり、今回の河川法の改正案は、あくまでも従来の河川法を現実に引き戻して、そうして現実にあくまでも合致するような意味において、その限度で必要な最小限度の各省との取り合わせをしてやる、こういうことと私は思ひます。いまお話しした点ももちろん大事でございします。しかし、それは、その方面においてまた考える余地がある。つまり、従来河川の管理が、むしろは治水、治水が地方長官にゆだねられておりました、そういう面では、いろいろな計画を立てる、もしくはそういう総合対策を樹立する面において、いろいろ不便であつたところも、一応そういう水についても主たる川については管理権は国に移すということから、全体を通じての考え方は、いつでも考え、計画が時々立て得る。できたとときにおいてそれを河川法に基づいて実施していくということではないか、それは、先ほど申し上げましたとおり、理想を申せば、水を国家のためにいかに利用するかというところまで飛躍すべきものでござい

ます。そこまで行くためには、現行の河川法ではあまり飛躍し過ぎる、あくまでも現行の河川法は川を守る、水を防ぐというところにあるものを、時代の要求は、いまお話ししたとおり、時代とあつてゐる時代になつてゐる。その間に距離があり過ぎるということでもございしますが、何分そこまで上げるためには、また、そういうことをやらうと、従来のようになかなか河川法が現実に改正ができない。そのために、中間的な法律がいろいろできてくる。必要やむを得ずして法律ができてくるというやうなことになる。いろいろ乱れておりますものを、一応他の法律との調子の合う程度まで河川法の案を取りまとめる、こういうことでございします。したがって私は、これでも、当分といひます、河川法についてはある程度のはこれでやつたということではないと思ふのでございまして、一応この段階まで引き上げて、そうしてこの段階における認識に立つて各種の河川に対する施策を考える、もしくは予算の裏づけをし、工事を進めてまいります過程において、さらに私は、いま言う理想に向かつて進むということが現実的に一番効果があるというような意味合いにおいて、この河川法案の提案を一応この程度に取りまとめをしていただくということに御了承いただきたくと思ひます。

○田中一君　どうも少し率直にあなたにそう言われると、今度は質問もやりにくくなるのです。もう少し突つぱつてくるというのですが、これは河野さんに言わないで河川局長あたりに言う、そうすると突つぱつてくるだろう

からね。大体ね、この河川法はあのま
までうつつおいて、それから十
年ぐらいい前でしたかね、工業用水法も
できた。工業用水のくみ上げのこれは
規制でありますけれども、しかし、あ
れは大体において河川なんです。かつ
ての旧河川敷があつて地表の下に水が
流れているのです。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こし
て。

○田中一君 工業用水法が出たのもそ
こにあるのです。工業用水にしても河
川なんです。水が流れているんです。
旧河川が流れているのです。伏流水と
して流れているんです。それは、そうい
う河川については今後指定をしようと
しますか、指定をしようと思はないのか。
その河川はこれには入れないのだとい
うお話なのか、その点はどうか。

○國務大臣(河野一郎君) この法案に
よつて考へておりますことは、いま申
し上げましたとおり、治水、防水と
いうことに重点を置いておりまして、
従来の河川法で考へておりますこと
と、そういう基本的な精神においては
変へておりません。したがつて、それ
が治水の面においては適用を受ける
必要のあるものについては適用をいた
します。一級河川の指定をいたしま
す。それがその水が工業用水に使われ
ているとかいふとか、工業用水の法
律の適用を受けるとか受けなかつたか
いふこと、別に混淆して考へようとい
はしてはおりません。

○田中一君 そうしますと、あなたの
力では、どうも河川全体の基本計画と
いうものはこの法律の上に盛り込むこ
とは不可能である、しかし、それはど
うしてもそういう考へ方を持ちたいの
だという御希望ですね。

○國務大臣(河野一郎君) 先ほど来申
しますように、当然私は流水について
は、水源において調節するということが
理想であつて、河川の流水は可能な
範囲において一定量を流す、必要な量
を流すということ、水源において調
整をするということにいきなと思つて
おりますので、将来その段階まで施
策が前進いたしますれば、たとえば多
目的ダムというものを十分に整
えるということが徹底することまでい
きますれば、その際にあらためて水に
関する全体のものについての考へ方、
今度は川というより水についてのものを
考へるといふことに将来は變つてい
くべきだ、こう思います。

○田中一君 この法律の中で、たとえ
ばここに工事実施基本計画の中にある
「国土総合開発との調整を圖つて、一政
令で定めること、これは政府として
は、衆議院段階の修正であるからと
おつしやるけれども、これをどうい
うぐあいに受け取つてゐるか。これは河
野さんでなくていいです。河川局長、
一体どういふ受けとめ方をしているの
か、また、どういふ準則をつけようと
しているのか、明らかにしていただき
たいと思ふのです。

○政府委員(畑谷正実君) いままでお
話がありましたとおり、どうも事務
的には、この河川法をつくる前に、す
でに大正、昭和の時代から、いわゆる
水法といふか、あるいは一時的
には、水利法と、そういうことまで実
は考へて、いろいろ究極の目標として
は、大臣がおつしやるのとおり、そこ
まで持つていくべきだ、こういうこと
は考へておるわけでございしますが、実
際問題として、やはり現在の私どもの
河川の体系からいって、治水の面を急
速に現状に合わせるための河川法の改
正ということになると、なかなかそこ
までいかない、目標は持つております
が、そういうことで一応この河川法
の新しい体系をとつてゐるわけでござ
います。いままでのお話のとおり
に、それと水の利用の面からい
つたら、水系の面と別にはやはりもつと高次
のいろいろな調整というものが当然必要
になつてくる。これはやはり水系とし
ての管理面からいつても、全体のそ
ういふような水利のいわゆる調整とい
うものを当然は考へるべきではないか。こ
れをいまのことに書いてございしますと
おりに、水資源の利用の現況とか、開
発を考慮しながらもつと高次の国土総
合開発にあわせてその中の一環として
河川行政を進めていく、こういうふう
にとつております。

○田中一君 政令、準則の資料は出て
いますか。——これはあとで全部ま
めて言おうと思つたのですがね。この
政令ですね、これにきめてある政令の
案があつたら全部出してほしいので
す。

それから過去の水利権、各府県並び
に國が許可をした水利権、これの一覧
表、まだ出ていないですね。

○政府委員(畑谷正実君) 資料として
出ておりません。

○田中一君 出ていないのですね。こ
れはこの前に内々に、河川局長が次長
のところへ言つておいたが、調製して
おいてください、これを調製しない
と、要求した場合にたいへんですよ、

と云つておいたのですが、できていま
すか。

○政府委員(畑谷正実君) まだ出して
おりませんが、調製した上で至急提出
いたします。

○田中一君 そこで国土総合開発計画
との調整、工事計画がねらいじゃない
わけなんですよ。工事計画ではないの
です。工事計画はいま言うとおりに
これが現行河川法の思想と体系をその
まま繼承しているのだというならば、
これは一水系ごとでいいと思ふので
す。そうでなく、根本的な河川行政と
いうのは、結局一番大きいものはや
はり水利ということが含まれてゐるわ
けなんです。現に河川行政の中で一番
大きなものは水利権です。これは建設
大臣はその水利権というものを対する
考へ方は工業水というのか、何とい
うか、どのほうに多くウェイトをかけて
説明するか知らぬけれども、現行ある
ところの慣行水利権にしても、これは
わりあい十二分にいつてゐるわけ
です。それだけに水系ごとの計画でなく
して、全体の計画というものは、たと
え富士川の水を次々に南に追ひや
つて、途中から中断して追ひやつて、そ
うして一つの水利というものを完成し
てゐるといふこともあります。水系だ
けじゃないわけなんです。これはもう
今日では、河野さんが言つてゐる水利
という面から見た場合には、一水系で
足りるといふものじゃないのですね。
どこまでも各水系ごと、水系と水系と
の間に、河川と河川との間に交流が
あつて初めて利水が完全に全うされる
のであつて、そういう形のものが表明
されておらないので、それを根本的な
理念として考へる部局が必要ではない

かといふことを言つてゐるのです。こ
れは幸いに国土総合開発審議会とい
うものがありますし、これは審議会は何
も決定的な結論を出すところじゃない
いけません。一応学識経験者その他、利
害関係者がいつておるのですから、
一つの方向としての意見を総理大臣に
答申すればいいわけです。それをと
らなないは、これは一にかかつて建設
大臣の意思一つなんです。私はせめて
そこまで發展したい。そこに、全体の
河川行政が、せめて一歩前進しな
らうかといふように考へてゐるわけ
です。河野さん、そういう形の問題をこ
の法律の修正でできるわけなんです。
かつて衆議院段階においても、与党の
諸君も修正に応じようといふやうな
言つて、若干のものは取り上げてあり
ますけれども、これから審議会に入るの
です。前提として大臣に伺つておきた
い。

それは、あなたが考へておられる、
あるいは建設省当局が考へておられる
いろいろな問題が、率直にあなたが述べ
ておるやうに、各省の抵抗にあつてな
かなかできない。それで、私もは国
会で立法権を持つておりますから、わ
れわれの総意で、おそらくあなたに満
足を与えらるる方向に修正することも
可能であります。それを求めになります
か、お求めになりますか。

○國務大臣(河野一郎君) 先ほど申し
上げましたように、一応私は、たと
え申せば、富士川の水を上流で利根川
もしくは関東の平野に持つてくる、東
京の水に使うといふやうなことが国土
総合開発の上で考へられるといふやう
な場合に、これによつて富士川水系の

治水関係が変わつてくるというふうなことも考えられると思います。しかし、そういうことはそういうことで基本方針もしくは国の国土開発、総合的な対策がきめられたらば、そのきめられた中で、この法律によって富士川の治水工事の実施計画を立てていくというところで、そういう方向がきまっておりますが、その河川に関する管理権を持っております私としては、その段階において工事実施計画を立てていく、こういうふうには考えておるのでございます。したがって、この法律をその段階まで、先ほど申し上げましたように、川の行政から水の行政に進捗するのだということになりますと、お話しのように、全面的に私は考えなかりきまします。まだいまの日本の段階におきましては、厚生省も、まあ現に御承知のとおり、水道とか下水に至るまで、結局厚生省と建設省との関係が一致しない現状でございます。したがって、通産省の工業用水との関係というふうなことはさることながら、これだけの計画を立て、これだけのことを法律に盛り込んで、現実に予算の裏づけはどうあるのだということになりますと、なかなかいまの日本の財政事情で、そこまで法律が飛躍いたしましたも、裏づけになる予算関係がなかなかむずかしいということになりますので、私としては、これらの財政当局もしくは他の各省との関係で、この段階が現実において私には一番、まあ私も及ばずながら相当に努力はしたつもりでございます、そういうところをまず——各省との関係等について、この段階においてはこの程度の改正を、ま

ず一応御了承願ひまして、そうして次の次元においては、私はだんだん社会の進歩もしくは政治の進歩等とからんでまたいづれ改正されるべき来るだろう、そのときになつていまお話しのような点について十分私は考慮しなければならぬものと、田中さんの考えであらう。それは私もよくわかりますが、反対ではございません。しかし、法律をここでそこまで直すのがどうだとおっしゃられますと、私としては、にわかに賛成しがたい。と申しますのは、いま申し上げますように、現実の行政をあずかつております私として、法律がそこまで前進しても、これを裏づけするところの行政が、いま申し上げますような各省との関係、もしくは財政の裏づけ等の伴わない行政というものが、法律とちがはくというところになりますので、今日の段階においては、この法案にわれわれが考えておりますところの一応御了承を、なお私は今後に向かって努力は進めてまいりたいということで御了承願ひたいというのが、私の心境でございます。

○田中一君 一水系ごとにやるんだ、それからいまあなたが言っているように、いま財源がないのだ、財源がないからこそ各水系の交流というものが必要だということを言えるのです。私は常に思うのですが、日本のいままでの河川行政というのは、ことごとく災害待ちなんです。災害を待っている。災害を待てば、いづれ集中豪雨でもってこられてくれれば予算がつくのだ、それでそれに改良を加えてまあまあ完全なものができるのだ、それを待っておるというのが日本の河川行政のあり方、河川政治のあり方ですね、災害を待っている。しかし、国土保全というものが建設大臣の災害待ちよりも先行する役目なんです。義務なんでありませう。災害が来れば金が何ぼでもつく、それこそ十分の十もつくじゃないか、十分の九・五もつく、これを待たないでい。そう言つて、もうくずれそうな河川を今度は何ミリの雨が降ればあの河川、あの川はあそこところはこわれるのだとわかつておる。河川局長の手元でわかつております。一ぺん建設大臣、河川局長の秘密の——これは局長としてりつぱだからそういうことを準備しているのか知りませんが、金がないからできないけれども、今度はあそこ集中豪雨があらば、あの辺にあつたらばあの個所の何という町の何地先であれが決壊するぜということとはわかつておる。わかつていてもそれをやらぬ。それまで日本の河川を担当する行政官は知っているのです。それ待ちではこれはもう結局二重投資であり、かつまた、災害待ちという非常に国民に申しわけないことになるわけでありませう。したがって、集中豪雨があらたときには、その流量を減えればいいのです。変えることのほうが、集中豪雨があらば、いづれ国土保全の先投資になるわけなんです。その先投資というものが考えられておらないのが、やはり今回提案された法律の全部に一貫する体系です。治水治水と言ひながら全体の国土保全という面から考慮されておらぬ。いわゆる河川行政オンリー、一水系オンリーとしての考えであつて、これはやはり災害待ちの姿から一歩も前進をしておらぬのが、今回の提案された法律の全体で

す。これはむだです。それこそそのむだをどう排除するか、これこそ建設大臣の当然なる義務である。その検討をされておらない。その検討をしようというところがない。なるほど昨年頭をはねられた建設省の原案のほうがつつといひのです。すつきりとしておる。もみくち々に各省からたたかれてこいう姿になつた。こんなものはわれわれはどうてい賛成することはできない。しかし、旧河川法というものは、宿命的に官僚的な張りによつてがんじがらめになつたものを解放したという解放の戦士としては、これは河野さんを高く評価しますけれども、それならもう一歩前進して、いま申し上げている全体の河川行政、河川行政に先行するいわゆる国土保全という面にまで考えられても、これはおそらく各省は反対しないんじゃないかと思う。なぜなら、飲料水はいまのままではたらたあたりから、これをこよう水系を変えてこれだけ十分に送り込みますし、工業用水は、こうしていままでの水以上に水を供給しようという考えに立つならば、これは各省反対しません。河川が自然の水の流量ですら、それを国土保全という面で究極に充足させようという考えを持つならば、これこそ初めて建設大臣の任務じゃないかと思うのです。それならば各省とも反対しないと思うのです。私は、ただ建設官僚だけが、河川はおれのものだといつてがんじがらめにしておくと、うんじやなくして、効果というものは全部必要とところに持つて

いくのだという考え方、せめてはつきりとそうした国土総合開発という見地からそういうことばで表現すれば、これはほかの役所だまされませう。そういう形でもってその面にだけの計画、全体計画は、総合計画は、まあ総理大臣の諮問機関であるところの国土総合開発審議会に一ぺん諮問する、計画そのものを。工事はむしろ河川局が当然担当すべきものでありますけれども、全体の治水、利水の計画、これは治水が完成して利水という考え方がなくして、並行してせめて河川の流域変更くらいは、ずばりと明言化することが私は必要であると思う。これは慣行水利権として、農民からは一時は誤解があるかと思いますが、これは納得すれば、秋田県で干ばつた、青森県ではうんと水が上がつて災害が起きておるといふ場合に、その水を秋田県の方に供給をし、青森県の方の水は災害が守れるということが、いまこそあなたの計画されるものであると思うのですが、その点、各省の反対とか、あるいは財政との問題とか、それらを一挙に解決するようになる、そこに経済性があるわけですね。二重投資にならない。ただし、それは先行投資ということには必要だと思ふ。災害だとなるほど各選挙区から突き上げるものだから、それこそいって申しますならば、国会議員であるいは災害待ちの思想がちょびりどこか心の中にあるかもしれないませんが、自分の選挙区に今度大雨が降つた、しめた、予算をつけるぞといふば次の選挙には有利かもしれない。しかし、そういうものを排除しなければ、日本の国土というものは——政治が悪い面を利用してはいか

ぬ、それをなくすことに、国土保全の責任を持つところの建設大臣のねらいがあるんですから、そういう意味で、いま大臣が自分の苦しいところを率直に申し述べたいまでの経緯をよく知っております。しかし、一歩でも前進というならば、大蔵大臣を説得し、各省大臣を説得する道はあるわけなんです。私、この点についてもう一ぺん建設大臣の、将来の努力は努力として、この法案の審議にあたっての見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) だんだんお話しになります点は、私もよく理解が出来ますし、私もそう考えております。ただ、その考えをにわかにこの法案の中でそういうすべての点を含むかどうかということだと私は思うのです。御承知のとおり、現に現在の政治は、総合開発は経済企画庁におきまして、これを内閣におきまして各省の調節をして運用をいたしております。たとえばその一例は、水資源公団もその例だと私は思います。かつてそういうことで計画され、そういうことが円満に進行いたしておりますものをここでにわかに、お話しのとおり台風待ちである、暴風待ちである、災害待ちであるというふうな考え方で——私は、確かに従来の法律は災害があつたときに、これをいかに処理するかというところにウェイトがあつたと思います。法律そのものもあつたし、政治の思想も理念もそうあつたと思います。河川行政というものは、それをそうでなしに、だんだん前進してまいりまして、先行投資に変わり、もしくは将来の治水の基本的な計画を立ててやるということこそまで時代が変わってきておる。法律

自体はそうなっておりませんが、時代はそう変わってきておるというところから、現時点に法律を合うようにしたのが今回の法律の改正である。だから、いまお話しのとおり、各省として、この程度までならば、どの役所もいろいろ議論があつても必要の最小限度納得がいただけたと、こう思います。こゝまでできておればこの次のお話し合ひは、いま申し上げますように、私は河川行政の理想をこれから各方面に御理解願つて、そうして水に関する総合的な施策というものが立てられて、そしてそれを建設省が担当してまゐるというふうなことに初めてなつてくるのだらうと思います。ところが、遺憾ながら従来の法律が、いまお話しがありましたとおり、私が申し上げましたとおりの実情でございまして、そこまでの飛躍が困難でありますために、たとえて申せば、府県知事の諸君が狭い範囲であらうふうなことを言われてみたり、または中央においても各省の關係が、十分水を流してやれば農業用水に文句があるわけじゃないか、私もそう思います。また農業用水自身においても、農業構造の改善の上からいって、水の使用量もふえるか減るかという場所がときによつて違つてまゐることは当然のことでございます。そういうものに合はすように順次世の中が変わり、政治が変わつてまゐることは必然的なものでございまして、それに合うようにしていくことが政治だと思ひます。ところが、なかなかそういう御理解がいただきにくい。現に農業用水等についても、なかなか議論があります。おそらく連合審査会をお開きになる段階においても、そう

いうことが農林關係の諸君から非常にまた御意見が出るのじやなからうかと思ひます。田中さんいろいろおっしゃるけれども、議員さんの中にも、そういう御理解をいただきにくい方がなかなか大ぜいいらつしやることは御了解いただけたと思ひます。そういう段階でございまして、行政の内部だけでも、なかなか御理解いただきにくい。治水關係においてもそうでございまして、工業用水の關係においてもそうでございまして。したがつて、私は、建設委員会が建設委員の諸君が高邁な理想をお述べになることは、私も理解できぬことはございせんが、日本の現実の政治というものの間には、まだなかなかのギャップがあるということもあわせてひとつ御理解いただきまして、御協力いただきたいと思うのが私の心情でございまして、田中さんのおっしゃるところまで私飛躍しましたら、おそらく委員会は連合審査をして、各委員会から一ぺんに連合審査の申し入れがあつて、連合審査を二、三回やらなければなかなか通らぬのじやなからうか——この程度の改正でもなかなかむずかしゅうございましてから——と私は思ふのです。まあこれはひとつまことに恐縮ですが、漸を追つて努力はいたしますから、御理解いただきたいと思つております。

○委員(北村暢君) 速記を始めて。他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員(北村暢君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

河川法案及び河川法施行法案に関する審査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(北村暢君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の派遣、派遣地、派遣期間等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

【速記中止】

昭和三十九年五月二十八日印刷

昭和三十九年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局